監査委員公表第９号

監査の結果について

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第１０項の規定により、意見を提出します。

令和８年９月２９日

寒川町監査委員　後　藤　雅　弘
同　　栁　田　　遊

１　監査の種類

財務監査のうち定期監査

２　監査の実施期間

令和８年７月２９日から令和８年８月１９日

３　監査の対象部課等

町民部　スポーツ課

４　監査の対象

令和７年度の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

５　監査の着眼点（評価項目）

・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
・公有財産が適切に管理されているか。
・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
・組織、運営の合理化が図られているか。
などに着目して監査を実施した。

６　監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金の事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施した。

7　監査結果

【町民部　スポーツ課】

次の３つの事項について留意事項とした。

１点目は、過年度分の旅費に不払いがあり留意事項とした。

２点目は、支出負担行為等について遡及して起票されていたものが多数あった。

具体的には、「寒川町 SSP 整備に係るサウンディング調査等業務委託」の契約期間は令和７年５月１４日から７月３０日であったが、支出負担行為書は、令和７年７月２９日に作成されていた。

「PPP／PFI 事業推進スーパーバイザー委託」の契約締結日は令和７年６月５日であったが、支出負担行為書は令和７年１２月１５日に作成されていた。

契約締結日が令和７年７月８日となっている「子どもストリートスポーツ推進事業委託」の契約締結伺いが作成履歴によると令和８年７月２６日に作成されていた。等、支出負担行為等の遡り起票が多数あり留意事項とした。

３点目は、令和７年４月１０日から同年４月２０日を契約期間とする「(仮称) 寒川町 SSP 整備に係る資料等作成支援委託」についてで、作成履歴によると契約期間終了後の同年７月３日に予備費充用要求書が作成され、同年７月１４日に支出負担行為書が作成されていた。

このように、当該委託契約は、予算上の措置に係る決裁権者の決裁等所定の事務手続きを経ないまま執行されていたものであり、極めて不適切な事務処理として留意事項とした。

なお、留意事項については文書指導とし、その後の措置状況を求め、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8　意見

【町民部　スポーツ課】

（1）事務執行体制について

今回の監査では、財務事務等で不適切な事務処理が多数確認された。今後、組織として不適切な事務処理の原因を解明・共有し、相互チェック体制の強化や管理職による事務執行の進捗管理の徹底を図る等、再発防止に万全を期していただきたい。

（2）予備費について

SSP 整備関連事業において、予備費により執行された委託事業が散見された。予備費は議会の議決を要せず行政の裁量で執行できるため、本来災害など緊急性のあるものに充用されるべきである。今後は、予備費を安易に充用することがないよう計画的な事業の執行に努められたい。